

令和8年第3回・西海市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年3月25日（水）
午後1時30分から午後2時55分
2. 開催場所 西海公民館 2階 講堂
3. 委員定数 条例定数19人 現委員19人
4. 出席委員（16人）

会 長	1 番	葉山 諭						
会長代理	2 番	水嶋 政明						
委 員	3 番	山田 康弘	4 番	中尾 正則	5 番	大串 英明		
	6 番	坂口 初男	8 番	梅山 清春	9 番	相川 浩一		
	10 番	葉山 静子	11 番	本山 光幸	12 番	安藤 卓巳		
	14 番	山口用一郎	15 番	柿田 敏彦	17 番	中村 和也		
	18 番	松崎 常俊	19 番	林 辰造				
5. 欠席委員（3人）

7 番	河本 光晴	13 番	谷脇 文弘	16 番	前田 明代
-----	-------	------	-------	------	-------
6. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第11号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第13号 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について
議案第14号 非農地通知の対象とすることの決定について
 - 第3 報告事項 農地改良等届出に係る工期の延長届について

7. 事務局 事務局長：浦野 幸征 局長補佐：桑原 智徳 係長：谷内 美佳
主事：松尾 亜美

8. 会議の概要

事務局 ただいまから、令和8年西海市農業委員会第3回総会を開会いたします。出席委員は在任委員19名中16名で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

それでは、西海市農業委員会会議規則第6条の規定により、議長は

会長が務めることとなっておりますので、議事の進行は会長にお願いいたします。

議 長 これより議事に入ります。まず日程第 1 の議事録署名委員の指名を行います。西海市農業委員会会議規則第 20 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 今回の議事録署名委員は、9 番：相川 委員、10 番：葉山 委員にお願いいたします。

議 長 それでは議事に入りますが議事進行上、発言される際は挙手をし、議長の許可を受けてから、氏名を告げて発言をお願いします。
まず、議案第 10 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の 1 番を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 事務局です。議案第 10 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の 1 番について説明します。資料 3 頁は、今回 3 条申請がありました、3 件の位置図となっています。1 番は、西彼町下岳郷の案件です。次頁 4 頁は議案書で、物件は、西彼町下岳郷字下河内の畑で、1 筆 67 m²の申請となっています。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する詳細は、議案書記載のとおりです。申請事由は、譲り渡し人は、遠方の不在地主であり、市内所有の不動産を処分するもので、親戚である譲り受け人へ、贈与により所有権を移転するもの、となっています。ほ場は、譲り受け人の自宅から徒歩で 1 分の距離にあり、露地野菜の栽培を行う、との事でした。

関係資料は、3 頁から 9 頁までで、3 頁に位置図、4 頁が議案書で、5 頁に付近近況図、6 頁に字図、7 頁・8 頁に現況写真、9 頁に航空写真を添付しています。6 頁の字図は、黄色に塗られているところが申請地で、現況写真の番号と撮影方向を記載しています。9 頁の航空写真は、赤枠で囲まれた部分が申請地です。今回の申請は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないことから、許可要件のすべて満たしていると考えます。事務局の説明は以上です。

議 長 ただいま説明がありました議案第 10 号の 1 番につきまして、19 番委員、補足説明をお願いします。

19 番 19 番委員です。先日 3 月 23 日に、地元推進委員 2 名と私、それか

ら譲り受け人の4人で、現地を確認しました。事務局から説明があった通りであります。もともとこの土地は、譲り受け人の家系が所有しており、親戚関係でありまして、現在所有者は、遠方に住んでおられ、もうこっちに帰って来ることが無いということで、土地をもらってくれないかと持ちかけられたということでした。申請地は、譲り受け人の土地と隣接しており、隣にある譲り渡し人所有の宅地も、もう使うことはないから、贈与するのでもらってくれと言われているようです。写真を見てもわかります通り、現地は竹が生い茂っており、家庭菜園にするのも相当難しいと思われますが、もともと譲り受け人の家系が所有する土地であったということと、譲り受け人の宅地等に隣接しているということで、やむを得ないものと思って見て参りました。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議 長 ただ今、議案第10号の1番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第10号「農地法第3条の規定による許可申請について」の1番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第10号の2番を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 事務局です。議案第10号の2番について説明します。10頁は議案書で、物件は、大瀬戸町瀬戸西濱郷字石割田の畑、現況は休耕地で、1筆181㎡の申請となっています。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する詳細は、議案書記載のとおりです。申請事由は、譲り受け人は現在、隣接農地に宅地の転用申請を準備中であり、譲り渡し人は、双方の地番を処分したいため売却するもので、譲り受け人は、本申請地を家庭菜園として利用し、自家消費野菜を栽培するものです。許可があり次第、売買により所有権移転を行う、となっています。資料12頁の字図をご覧ください。ほ場は、黄色の配色部分が申請地ですが、左側（西側）の隣接農地が、新築予定の地番で、今後、書類が揃い次第、農地法第5条申請の予定とのことです。農地法第3条の許可申請の関係資料は、3頁並びに10頁から15

頁までで、3 頁に位置図、10 頁が議案書で、11 頁に付近近況図、12 頁に字図、13 頁・14 頁に現況写真、15 頁に航空写真を添付しています。10 頁の字図は、黄色に塗られているところが申請地で、現況写真の番号と撮影方向を記載しています。15 頁の航空写真は、赤枠で囲まれた部分が申請地で、家庭菜園として利用するものです。今回の申請は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないことから、許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局の説明は以上です。

議 長 ただいま説明がありました議案第 10 号の 2 番につきまして、8 番委員、補足説明をお願いします。

8 番 8 番委員です。3 月 20 日に担当行政書士、地元推進委員とともに現地を確認してきました。この件につきまして、農地法第 5 条申請予定の隣接農地は、昨年 10 月に農用地区域からの除外で承認をもらっています。本件申請地は、写真でもわかるように、荒れ地であったものを、自家用ですが、畑に変えようと、綺麗に作業されています。また周りにも、イノシシよけのワイヤーメッシュ等を設置されていて、何分にもよくできるような印象を受けました。特に支障はないと思われますので、よろしくお願いします。

議 長 ただ今、議案第 10 号の 2 番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 10 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の 2 番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 10 号の 3 番を議題といたしますが、本案は、12 番委員が当事者となっている事案でありますので、農業委員会法第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、審議に参加できませんので、審議終了まで退席をお願いします。

《12 番委員 退席》

議 長 それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 事務局です。議案第 10 号の 3 番について説明します。資料 16 頁は議案書で、物件は、大瀬戸町雪浦上郷字上潟田の田、1 筆 1,069 ㎡の申請となっています。申請地の地番・面積・現況等の内容、使用貸し人・使用借り人に関する詳細は、議案書記載のとおりです。申請事由は、使用借り人は経営地の規模拡大のため、申請地に使用貸借権を設定するものです。圃場は、自宅から車で 20 分の距離にあり、稲作を予定しています。農地法第 3 条の許可申請の関係資料は、3 頁並びに 16 頁から 21 頁までで、3 頁に位置図、16 頁が議案書で、17 頁に付近近況図、18 頁に字図、19 頁・20 頁に現況写真、21 頁に航空写真を添付しています。18 頁の字図は、黄色に塗られているところが申請地で、現況写真番号と写真方向を記載しています。21 頁の航空写真は、赤枠で囲まれた部分が申請地です。今回の申請は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないことから許可要件のすべて満たしていると考えます。事務局の説明は以上です。

議 長 ただいま説明がありました議案第 10 号の 3 番につきまして、15 番委員、補足説明をお願いします。

15 番 15 番委員です。本日 3 月 25 日の午前中に現場を確認し、申請者である 12 番委員とも話をしてきました。今回申請の田んぼについては、12 番委員からも、この農業委員会の中で何度か報告があっていると思いますが、昨年試験的に作付をし、大学生を招いて農業体験の場として活用をした田んぼになりますので、昨年うまくいったということで、今後も稲作を継続し、地域交流をしながら大学生を招いて、そういった場として継続して使っていきたいということで、正式に今回の手続きに至ったということです。昨年も特に問題はなく、今年も同様に稲作をやっていくということなので、特に問題はないかと思います。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議 長 ただ今、議案第 10 号の 3 番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 10 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の 3 番については、申請どおり許可する

ことに決定いたします。

議 長 12 番委員、入室してください。

《12 番委員 着席》

議 長 続きまして、議案第 11 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。1 番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 事務局です。議案第 11 号の 1 番について説明します。22 頁は議案書で、物件は、西彼町喰場郷字明場の畑 2 筆、合計 552 m²の申請となっています。申請人に関する事項は、議案書記載のとおりです。転用の目的は、申請人は施設栽培を営んでおり、通常の農作業を行う場合は、従来から利用している駐車場や申請者の自宅の駐車場を利用してきましたが、周囲の安全性の確保のためと、多数の作業員が同時期に集まる繁忙期には、15 台程度の利用が予想されるため、少なくとも今回申請地に 12 台の駐車場を確保したく、併せて持続的な営農のため、一時転用でなく恒久的な駐車場の利用を希望するもの、となっています。駐車区画は、それぞれの筆に 6 区画、併せて 12 区画の面積 150 m²と、通路及び転回場面積 402 m²を併せ、合計で 552 m²の転用申請となっています。資料は 22 頁から 31 頁までで、22 頁が議案書、23 頁が位置図で、24 頁に付近近況図、25 頁に字図、26 頁・27 頁に現況写真、28 頁に航空写真、29 頁に被害防除計画書、30 頁に駐車場の配置図、31 頁に申請地周辺の位置関係図を添付しています。

29 頁に戻りまして、被害防除計画の内容ですが、現状のまま使用するため周辺農地への影響はなく、盛土規制法の許可又は届けは不要とことです。雨水は自然流下で、汚水等排水はありません。建築物はなく、周辺農地は全て申請人所有の農地であり、周辺農地への影響はない、となっています。万一、隣接農地に被害を及ぼした場合については、申請者の責により解決する、となっています。28 頁の航空写真からも判断できますが、申請地の周囲は、海岸や山林・宅地で区切られた、10ha 以下の農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地、第 2 種農地と判断しました。事務局の説明は以上です。

議 長 ただいま説明がありました議案第 11 号の 1 番につきまして、19 番委員、補足説明をお願いします。

19 番 19 番委員です。3 月 21 日に、地元推進委員 2 名と私、それと施工業者の 4 人で現地を確認しました。事務局から説明があった通りです

が、26 頁の写真を見ればわかりますように、上の方に宅地の基礎がもう出来ていました。2 月の総会で、住宅を建築する際の車両の通行に関連して案件が上がっていましたが、今回は農作業の車両の駐車場ということで、それにしてはちょっと広いという感じはしますが、雨水等の影響を考えても、周囲に及ぼす悪影響等はないようですので、荒れるよりはいいだろうということで、判断をして参りました。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議 長 ただ今、議案第 11 号の 1 番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。

1 7 番 17 番委員です。質問しますが、資料では無職となっていますが、これはどういう事ですか。

1 9 番 19 番委員です。申請者は、高齢のために、農作業は無理だと思われます。後継者もおらず、奥さんも農作業は出来ませんので、ハウスは貸している状況です。そういうわけで、申請者は、農業経営自体はやっておらず、全部貸しておられます。

事務局 事務局です。担当行政書士から本件を受け付けた際、申請者本人は高齢のため無職ということになっていますが、28 頁の航空写真でお分かりのように、申請地のすぐ北側に申請者が所有するハウスがあり、そこで作業をする従業員の駐車場として、転用申請をするものであるという説明を受けました。しかし、ハウスの経営を誰がやっているかということは、実際のところ確認できていません。

3 番 3 番委員です。このハウスは、私が所属する法人の園芸部門がお借りして、アスパラ等を栽培しているものになります。部門が違うので確実なことはわかりませんが、アスパラ関係の作業をする上で、駐車場が無いということでの所有者本人による申請であった可能性もあります。必要であれば、借り受け法人として、駐車場の確保をお願いしたかどうかを確認しようと思っています。

事務局 事務局です。確認ですが、3 番委員が言われるように、ハウスを法人が借り受け、そこで作業をする従業員の駐車場として本件申請地を転用するということになれば、自己が所有する農地を自己のために転用する農地法第 4 条の申請ではなくなる事も考えられます。したがって、現時点では、事務局として確認不足の事実関係がありますので、本案について今回は審議を保留し、必要であれば次回以降で再度審議をお願いしたいと思います。

議 長 皆さん、よろしいでしょうか。事務局の提案通り、本案については、転用に関して事実関係を再確認する必要があると認められるため、今回は審議保留とすることに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 11 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」の 1 番については、審議保留とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 12 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。1 番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 事務局です。議案第 12 号の 1 番を説明します。資料 32 頁は、今回申請がありました 5 条申請 2 件の位置図となっています。1 番は、西彼町鳥加郷の案件です。次頁 33 頁は議案書で、物件は、西彼町鳥加郷字へゴノ崎の畑で、2 筆合計 725.97 m²の申請となっています。譲り渡し人と譲り受け人に関する事項は、議案書記載のとおりです。転用の目的は、一般個人住宅の建設です。詳細は、譲り受け人は現在借家に居住していますが、家族の通学に不便であるため、学校区内の土地を求めていたところ、譲り渡し人において、2 筆一括で処分したい旨の申し出があり、申請地 2 筆に自己居住家屋を建築するものです。許可があり次第、売買により所有権を移転するもの、となっています。資料は、32 頁から 42 頁までで、32 頁が位置図、33 頁が議案書、34 頁に付近近況図、35 頁に字図、36 頁・37 頁に現況写真、38 頁に航空写真、39 頁に被害防除計画書、40 頁に平面配置図、41 頁・42 頁に立面図を添付しています。また、追加資料として、面積超過の理由書を送付していますが、2 筆合計 725.97 m²のうち、国道との緩衝地面積 177.04 m²と、電柱等の敷地となっている面積 50.90 m²を差し引いた、497.67 m²が有効面積となります。追加資料に、雨水や汚水の排水経路も表示していますが、汚水は合併浄化槽で処理し、雨水と併せて、最終的に用悪水路に放流することとしています。

議案書資料の 39 頁に戻りまして、被害防除計画の内容ですが、現状のまま利用するものとなっており、切土・盛土はしないので、盛土規制法の許可申請等は不要との事です。周辺農地に係る営農条件に支障を生じさせないための措置としては、建物の高さを加減して、高さ 4.7 m の平屋造りとすることにより、南側に水路を挟んで田んぼがありますが、付近の農地への日照・通風に影響が無いようにする、となっています。資料 35 頁の付近近況図や 38 頁の航空写真からも判断できま

すが、本申請地は、元々は宅地で、家屋を解体して更地となった後に、畑として利用していたため、農家台帳に登載され、今回の農地法第5条申請となったもので、周囲は、河川と国道、宅地等に囲まれた第2種農地と判断しています。事務局の説明は、以上です。

議 長 ただいま説明がありました議案第12号の1番につきまして、3番委員、補足説明をお願いします。

3 番 3番委員です。3月19日に、申請者代理人の施工業者と2人で、現地を確認いたしました。事務局からも説明がありましたように、ここは20年ほど前までは、飲食店が建っていて営業をしていましたが、その後家屋が解体され、14、5年前ぐらいから農業用地として利用されていたのを記憶しています。事務局からも説明がありましたように、36頁の写真で、国道歩道側の側溝から緩衝地を設け、また写真奥に見えます電柱2本の敷地となる面積を除いた497.67㎡を利用する計画となっています。周辺には、用水路及び里道を挟んで農地が点在していますが、現在は耕作放棄の状態であり、その他に農地はなく、周辺農地に及ぼす影響はないということで現地確認をいたしました。審議のほど、よろしくお願いします。

議 長 ただ今、議案第12号の1番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第12号「農地法第5条の規定による許可申請について」の1番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第12号の2番を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 事務局です。議案第12号の2番について説明します。42頁は議案書で、物件は、西海町面高郷字東大久保の畑で、1筆199㎡の申請となっています。本案は、違反転用の案件ですが、令和8年1月13日付けで長崎県より簡易続相当と判断されており、今回の農地法第5条申請となりました。この時点では、面積412㎡となっていますが、分筆

登記をしたため、駐車場の敷地となる 199 m²のみが、今回の申請となっています。譲り渡し人と譲り受け人に関する事項は、議案書記載のとおりです。転用の目的は駐車場用地で、詳細は、譲り受け人である法人は、養豚業を営んでいますが、養豚場内への病原菌の侵入を防止するため、外部からの入場者用駐車場を設置したものです。議案書の下の方に、違反転用に至った経緯を記載していますが、過日従業員が通勤途中でイノシシと事故を起こし、養豚場内で自家用車を洗い流すという事案が発生したため、万が一にもイノシシの血液等から、豚への病原菌感染により疾病が発生し、蔓延するリスクを危惧して、転用手続きを経ることなく、申請農地に緊急避難的に従業員の駐車場・待機場所を設置したものです。令和 7 年 2 月 4 日に違反転用の事実が発覚し、同年 3 月 5 日に担当行政書士、同社社長と事務局担当で現地を確認しました。その際、農用地区域にはみ出た部分については、コンクリートの剥離・撤去を指導し、農用地区域以外の本件申請部分については、200 m²以下であったため、農地転用許可不要案件届で対応することとしていました。ところがその後、申請部分は同社役員個人の所有であるが、法人に譲渡したうえで転用申請するとの連絡を受け、県に確認したところ、農地法第 5 条案件となるため、許可不要案件としては処理できないとの指摘を受け、令和 8 年 1 月 5 日に県へ違反転用連絡票を提出しました。同年 1 月 13 日に県より回答があり、簡易手続相当案件と判断され、今回の 5 条申請となったものです。

資料は、32 頁及び 43 頁から 51 頁までで、32 頁が位置図、43 頁が議案書、44 頁に付近近況図、45 頁に字図、46 頁・47 頁に現況写真、48 頁に航空写真、49 頁に被害防除計画書、50 頁に平面配置図、51 頁に違反転用にかかる県の判断文書を添付しています。議案書資料の 49 頁に戻りまして、被害防除計画の内容ですが、現状のまま利用するものとなっており、周囲に柵をするため、被害はない。雨水は自然流下で、汚水等は排出しない。河川への放流はしない。周辺農地に係る営農条件に支障を生じさせないための措置としては、周囲にフェンスを設置するため、周辺の農地に係る営農条件に支障を生じさせない、となっています。資料 44 頁の付近近況図や 48 頁の航空写真からも判断できますが、本申請地は、周囲を山林や市道及び宅地等で囲まれた第 2 種農地と判断しています。事務局の説明は以上です。

議 長 ただいま説明がありました議案第 12 号の 2 番につきまして、5 番委員、補足説明をお願いします。

5 番 5 番委員です。3 月 24 日に、譲り受け法人の代表と地元推進委員と私とで、立ち会いを行いました。先ほど事務局から説明があった通り、市外から働きに来ている従業員が、場内でイノシシとの事故で車に付

着した肉片とか血液を洗っていたということで、それを見た社長が、緊急的に駐車場を作って、車を外に止めさせなければ大変な事になるということで、慌てて駐車場を作ったということでした。社長は、申請地は雑種地であるという思い込みから作ったということですが、後で農地であることが発覚しまして、本件申請になったわけですが、社長としては、このまま使いたいということでもありますので、どうかご審議のほど、よろしくお願いします。以上です。

議 長 ただ今、議案第 12 号の 2 番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 12 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の 2 番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案 13 号「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」を議題といたしますが、本案は、3 番委員が役員を務める法人が受け手となる事案が含まれているため、農業委員会法第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、審議に参加できませんので、審議終了まで退席をお願いします。

《 3 番委員 退席 》

議 長 それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 事務局です。「議案第 13 号農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見について」を説明します。資料 52 頁は議案書で、次頁 53 頁は集計表となっています。集積分 25 筆、配分 5 筆の解約及び促進計画の 21 筆が計上されています。54 頁・55 頁は、集積分の 25 筆の解約の一覧です。解約の理由としては、配分先の変更及び受け手の法人化によるものです。次頁 56 頁は、配分の解約の一覧で、配分先の変更と配分面積の変更によるものです。57 頁は、今回意見を求められた 21 筆の内訳で、受け手や、農地の所在・地番・地目・面積・賃貸借等の詳細につきましては、こちらを参照ください。59 頁は、一部貸借となった 4 筆の位置関係を図示しています。60 頁から 62

頁は、受け手の経営内容となっており、対象地の番号と栽培品目を手書きしています。

本案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の要件を満たしており、特に問題はないものと判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは 1 番から 3 番の補足説明を、11 番委員にお願いします。

1 1 番 11 番委員です。3 月 19 日に、現場を確認して参りました。1 番から 3 番の受け手は、たびたび名前が上がっていますが、まだ若く、意欲があって、どんどん経営面積を広げている専業農家でございます。申請地 1 番に伊予かん、2 番・3 番には原口が現在植わってしまして、それをそのまま栽培するということでした。よろしくお願いします。

議 長 続きまして、4 番から 7 番の補足説明を、8 番委員にお願いします。

8 番 8 番委員です。この土地に関しましては、平成 15 年に水田を中心とした圃場整備が行われている中にあり、当初からすべてが作付けされていましたが、近年は高齢化等で作付ができない水田等も発生しています。受け手法人につきましては、幸物地区に牛舎を保有しており、そこで使う牧草地が必要であるとして、今回の契約に至っています。ただ牧草地につきましては、大型機械が入る場所が必要であるということですが、今回の申請地の中にある水田等につきましては、今後作ってみてどのようになるかは、多少不安であると言っていました。以上です。

議 長 続きまして、8 番から 21 番の補足説明を、18 番委員にお願いします。

1 8 番 18 番委員です。3 月 23 日に私と 10 番委員と地元推進委員、それと受け手本人と一緒に、現地を確認しました。受け手は、前回の総会でも上がっていましたが、法人化して耕作者の名義が変わるということで、案件として出ています。これまでも説明してきた通り、ミカン作りを一生懸命やっておられ、また、以前に借り受けた荒れた畑なども、今また頑張って開いてミカンを植える準備をしておられますので、何も問題ないと思います。よろしくお願いします。

議 長 ただ今、議案第 13 号について、それぞれ説明がありました。これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 13 号「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」につきましては、原案どおり承認することに決定いたします。

議 長 3 番委員、入室してください。

《 3 番委員 着席 》

議 長 続きまして、議案第 14 号「非農地通知の対象とするものの決定について」の申出分を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局 事務局です。非農地申出分の資料は、63 頁から 76 頁までです。今回は、2 月 16 日から 3 月 13 日まで受け付けた分を審議していただきます。今回は、申出分が 3 筆あります。西彼町の物件が 1 件 2 筆で、2,898 m²、西海町の物件が 1 筆 857 m²で、合計 3,755 m²の申請となっています。資料につきましては、63 頁が申請地の内訳、64 に位置図、65 頁から 76 頁にそれぞれの付近近況図、字図、現況写真等を添付しています。

申出対象地は、全体にわたって、利用状況調査、航空写真等で判断するところ、雑木等が生い茂り山林・原野化しており、特に支障はないと判断いたしました。なお、農業者年金、贈与税、不動産取得税関係については事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。事務局の説明は以上です。

議 長 それでは、1 番と 2 番の補足説明を、19 番委員をお願いします。

19 番 19 番委員です。3 月 22 日に地元推進委員 2 名と私と、申請者の親族の方とで、現地を確認しました。申請者本人は高齢であり、子供さんたちも会社員でありますので、農作業ができないということでした。また、今後も当分は農作業ができないということでした。耕作できなくなってから、5、6 年ほどになるということで、かなり雑木が茂って防風林も大きくなっていました。きれいな段々畑ではありましたが、狭く、近頃は機械が入らないと誰も耕作してくれる人がいないということで、狭い農地は、だんだんと荒れていく状況になっています。結局、この状態ではもう農地として耕作はできないだろうということで、

やむを得ないと判断をして参りました。あまり周囲に影響はないものの、道路に面した部分は、これ以上防風垣が大きくなれば支障が出る恐れもありますが、現時点ではやむを得ないということで見て参りました。よろしくお願いします。

議 長 続きまして、3番の補足説明を、17番委員にお願いします。

17番 17番委員です。3月21日に現地を確認してきました。申請者本人は、仕事で来れないということで、地元推進委員2名と3人で確認いたしました。申請地付近は、丘陵地で、昔から農地としては一等地であり、優良な畑が続いていた所ですが、高齢化と耕作者の減少により、荒れてきました。74頁・75頁の写真を見ても、ワイヤーメッシュが張られており、農業用水も来ている所ではありますが、実際荒れているということと、申請者も他市に住んでいますので、自分で耕作することは不可能ということでありました。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議 長 ただ今、議案第14号の申出分について、それぞれ説明がありました。これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

19番 19番委員です。ただ今補足説明がありました西海町横瀬郷の申請地ですが、76頁の航空写真を見れば、周りはきれいな畑が広がっているようですが、原野ということで処理をしても支障が無いのでしょうか。

17番 17番委員です。76頁の航空写真を見ると、申請地周辺はきれいに耕作されているように見えますが、この写真が古いためかも知れませんが、大体で言えば75頁の写真と同じ程度に荒廃した農地が続いている状況です。

議 長 事務局、これは何年ぐらい前の写真ですか。

事務局 事務局です。令和3年か4年ですから、5年ほど前に撮られた写真です。

2番 2番委員です。非農地にするのが悪いとか言うのではありませんが、例えばこのワイヤーメッシュは、国の補助金を受けている場合、14年は管理をする必要がありますよね。それと76頁の北東方向の畑は、私も実際に見たことがあります、確かに荒れてはいますが、さっき説明にあったように畑として一等地であるならば、何でもかんでも非農地にするということが、果たしていいものかどうかを考える時ではな

いかと思います。私も荒廃農地を再生した経験がありますので、この状態あればまだ再生ができるのではないかと思います。今はマッチング事業もありますので、そういうことで耕作者を探すことはできないのかなと思います。

17番 17番委員です。ここは2年ほど前に、誰か作る人がいないだろうかということで、農業振興公社に借り手を探す申請を出していましたが、結局借り手が見つからないという返事が来たようです。以前に耕作していた面高の農業者も耕作できなくなったため、土地の所有者である申請者は、自分が農業者でもないため、どうしてよいものかわからず、農地から除外するという判断に至ったようです。

議長 76頁の航空写真は、現在の荒廃状態とは違っているということで、74頁・75頁の写真の状態を見て、皆さんのご判断をいただきたいと思います。他に意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議長 無いようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議長 「異議なし」と認めます。よって、議案第14号「非農地通知の対象とすることの決定について」の申出分1番から3番につきましては、非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議長 続きまして、議案第14号「非農地通知の対象とすることの決定について」の同意書分を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局 事務局です。議案第14号「非農地通知の対象とすることの決定について」の同意分について説明いたします。同意分の非農地の資料は、77頁から145頁までです。77頁から89頁が議案書で、1番から240番が西彼町の物件で79件240筆、241番から244番が西海町の物件で1件4筆、合計80件244筆243,042㎡の申請となっています。資料につきましては、90頁に位置図、91頁から96頁に航空写真配置図、97頁から145頁に航空写真を添付しています。詳細につきましては、議案書及び資料をご覧ください。

同意対象地は、全体にわたって、利用状況調査、航空写真等で判断するところ、雑木等が茂り山林・原野化しており、特に支障はないと判断いたしました。なお、農業者年金、贈与税、不動産取得税関係については事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。事

務局の説明は以上です。

議 長 ただ今、議案第 14 号の同意分について説明がありました。同意分については、補足説明はありませんので、これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について決定することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 14 号の同意分 1 番から 244 番につきましては、非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議 長 以上で、議案審議は終わります。次に報告事項について事務局お願いします。

事務局 事務局です。報告事項 1 番「農地改良届出に係る工期の延長届について」を説明します。西彼町小迎郷の案件です。今回の報告は、既に改良届が提出されている物件について、工期の延長届を受け付けましたので、報告するものです。物件は、西彼町小迎郷字丸尾の畑 2 筆、合計面積 9,316 m²です。工期の延長理由としては、ブドウ栽培の規模拡大のため、埋立等の工事を実施してきましたが、まだ土砂搬入量が不足しており、現在のところ、工事完了まで約 92 パーセントの進捗状況です。今後も埋立等の工事を継続し、より優良な農地に仕上げたいので、当工事期間の延長を届出るものです。なお、今後は排水設備のうち、U 字溝等の設置を予定しているとのことです。工期の終了を令和 8 年 3 月 31 日から令和 11 年 3 月 31 日に変更しています。添付資料は、次頁 147 頁が位置図、148 頁に付近近況図、149 頁に字図、150 頁から 153 頁に現況写真、154 頁に航空写真を添付しています。なお、盛土規制法に関する件については、申請者が施工業者に確認し、その対応を行っている旨回答を得ています。以上で報告事項の説明を終わります。

議 長 今の報告について、ご意見、質問等ございませんか。無いようでしたら、その他皆さんから何かございませんか。

次回の総会は

日 時：令和 8 年 4 月 27 日（月） 午後 2 時 00 分から

場 所：市役所本庁 3階 議員控室

代 理 これをもちまして令和8年西海市農業委員会第3回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

令和 8 年 3 月 25 日

農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人